

アマチュア局の無線設備の無資格操作

電波法施行規則第34条の10の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件は、総務省告示第92号(令和3年3月10日)により、概要下記のとおりとなっています。

無線設備の操作は無線従事者でなければ行ってはならないとされていますが、下記の三つの態様は、無線技術や科学技術に対する理解と関心を深めるための特例として認められています。

[参照条文：電波法施行規則]

第34条の10 法第39条の13ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、当該各号に応じて総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。

- 一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合
- 二 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

記

1 共通条件

- ① 当該無線設備の操作ができる資格を有する無線従事者の監督（指揮・立ち会い）の下に操作を行うこと。
- ② 当該アマチュア局は立ち会う無線従事者が開設するもの（社団の構成員を含む。）であること。
- ③ 連絡の設定及び終了に関する通信操作は立ち会う無線従事者が行うこと。
- ④ モールス符号を送り又は受ける無線電信の操作は除かれること。
- ⑤ 無資格者の操作範囲は、監督（指揮・立ち会い）する有資格者の資格で操作できる範囲内であること。

2 態 様

区 分		局の種類	無資格操作者の制限	監督（指揮・立ち会い）する無線従事者の要件	制度制定日
①体験局		臨時に開設する 社団局	制限なし	社団局の構成員	令和2年 4月21日
②家庭内等	家庭内	個人局	学 齡 児 童 生 徒 （小中学生）に 限る	保護者又は三親等内の 親族	令和3年 3月10日
	学校	学校社団局、教 職員の個人局		教職員（学校社団局の構 成員）	
③国際宇宙基地との 交信		臨時に開設する 社団局	学 齡 児 童 生 徒 （小中学生）に 限る	第2級アマチュア無線 技士以上でかつ社団局 の構成員	平成14年 3月22日